

# 第23期宝塚市農業委員会

## 令和2年第3回総会議事録

(2020年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和2年3月19日

(2020年)

宝塚市農業委員会

## 第23期 宝塚市農業委員会 令和2年第3回総会議事録

1. 日 時 令和2年(2020年)3月19日(金)14時00分~15時00分
2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室
3. 委員定数 13人
4. 出席委員 13人
  - 1番 福井 仁
  - 2番 金岡 久仁雄
  - 3番 米谷 治三郎
  - 4番 田口 章三
  - 5番 島本 みどり
  - 6番 阪上 昇一
  - 7番 田中 康夫
  - 8番 阪本 雅音
  - 9番 森脇 一三
  - 10番 辰巳 典子
  - 11番 中林 正行
  - 12番 高田 洋子
  - 13番 中西 一彦
5. 欠席委員 なし
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員 5人
  - 尾仲 博道
  - 福田 博文
  - 嶽 広行
  - 住家 保
  - 林 五郎
8. 欠席農地利用最適化推進委員  
なし
9. 事務局  
事務局長 岡田 進、係長 長尾 達也、事務職員 大芝 脩平、東久保 美圭
10. 議 題
  - 議案第87号 生産緑地に係る主たる従事者証明願の件
  - 議案第88号 農業振興地域整備計画の一部変更に関する意見の件
  - 報告第118号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
  - 報告第119号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件
  - 報告第120号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願の件

## 令和2年 第3回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和2年3月19日

○中西会長 それでは少し早いですけど、全員お揃いでございますので始めたいと思います。

農業会議のほうから総会のあり方について、説明書が入っておりますので、事務局から説明していただきたいと思います。

○事務局 農業会議のほうから3月2日付で、農業委員会総会の開催についてという書類が届きまして、農業委員会は実際の委員が参集することが原則となっています。ただし総会は、現に在任中の委員の過半数が出席しなければ、やることができないと。過半数の出席で総会を開催が認められるということになります。また、総会及び部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決するというふうになっておりますので、簡単に言うと半分が出席して、出席委員の半分が、賛成したら議決認められるということになっておりますので、今後の動向次第によっては、更に蔓延が続いておればそういった半数の方に来ていただいとかが対応しなければならないとは思っておりますので、その際には担当する地区で議案が出ている委員の方には、もちろん優先的に来ていただきたいと。あとはもう一から順番に前半後半みたいな形でやろうかなとは思いますが、ひとまず世間の流行の状況によって、またご案内させていただきたいと思っておりますので、皆様にはまたもし変えるようなことがあったら御連絡させていただきますので、そのときにはよろしく願いたします。

○中西会長 それでは、第23期宝塚市農業委員会、令和2年第3回総会を開会いたします。

本日の欠席者はございません。

よって第3回委員会は成立しております。

本日の議事録署名人は4番、田口委員、6番、阪上委員のお二人に願いたします。

(諸般の報告)

○中西会長 今の報告につきまして、何か御意見、御質問等はありませんか。

特にないようですので、それでは議案審議にうつります。

議案第87号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明いたします。

○事務局 はい、それでは失礼します。

議案第87号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願がありましたので、御審議願います。令和2年3月19日、宝塚市農業委員会会長中西一彦。

申請者、生産緑地の所有者でございます、(住所)、(氏名)さん。申請地、土地の所在につきましては、安倉南(地番)、外1筆。地目が田、2筆ございまして、合計で1,150㎡。耕作者は(氏名)さん。証明する従事者は(氏名)さんになっております。申請理由は(個人情報)。その他で、(個人情報)。場所は3ページとなるところなんですけど、斜線の部分、現実的には(氏名)さんのほうにつきましては、ここはレクリエーション農園と

いうことで、入園方式の市民農園開設をされておりまして、運営については(氏名)さん御本人がやっておられるということで、主たる従事者になります。申請地につきましては、安倉南(地番)、地目、田で509㎡。(地番)で641㎡ということになっております。2月17日に事務局のほうで面談をさせていただきまして、確認をしたところでございます。○中西会長 説明を終わりました。

地区担当農業委員の意見をいただきたいと思っております。島本委員。

○島本委員 この方は、(個人情報)状態で、(住所)に娘さんがいらっしゃるんですけども、その方もちょっと遠いので来れないっていう感じで、これから先どうなるのかちょっとわからないんですけども、とりあえずは証明いたしました。

○中西会長 ありがとうございます。

その他の農業委員、推進委員ともに何か御意見、御質問等はありませんか。

特にないようですので、採決いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○中西会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので証明することにいたします。

続いて議案第88号、農業振興地域整備計画の一部変更に関する意見の件を議題といたします。事務局から説明いたします。

○事務局 議案第88号、農業振興地域整備計画の一部変更に関する意見の件。別紙のとおり宝塚市農業委員会に対しまして、宝塚市長から意見を求められたので、御審議願います。今回農用地の地域整備計画、西谷の地域について、この整備計画がかけられておりまして、その中の農業振興地域の農用地区域、いわゆる農地として守っていくべき農地、その部分を一部変更したいということの案件で農業委員会の意見をお聞きするものでございます。

5ページの部分で2件ございまして、玉瀬の土地改良、圃場整備の区域の中を一部変更するというようになっております。圃場整備につきましては、農地の区画整備なもので、農地として改修すると。ただその中で農業用または地域に必要だということについて、一部を転用も前提として、その全体で農用地区域から除外するものでございます。番号で言いますと、1番、土地の表示につきましては、玉瀬字持田(地番)。(地番)。これは換地処分後の予定の新たな地番でございます。面積は各々1396.73と3.3㎡。換地後の地目につきましては、最終的には転用しますので、変更目的は宅地ということになります。申請者は玉瀬の土地改良区、理由としましては、(個人情報)の活動拠点として、最終的には大型機械を導入、また集落営農を行うに辺り、農業用倉庫等の確保を必要であるということで、今回要するに事業地区の中の中心的な場所について、この部分について農業用倉庫を前提として、転用をしたいということで、まずは農業地区域の除外の手続に入るものでございます。県営土地改良事業の事業計画については非農地設定という形で、全員の同意もいただいております、ということでございます。

2番は、玉瀬字川端(地番)。面積が780㎡ということで、最終的には地目変更、農地転用をして、雑種地になるものでございます。理由にしましては、この部分については、(個人情報)のスペースが小さいということで、今回この土地改良事業において駐車場のスペースを拡充のためでございます。場所は、6ページをごらんください。2件、北側右側の斜線の部分が三角地でありまして、ここの部分については農振の除外をして、倉庫を建てても三

角地なもので、農業用倉庫を建てても問題なかろうという判断をしております。(地番)と(地番)の部分、これは農業用倉庫。それと南側が(個人情報)がございまして、この部分変えて駐車場スペースを拡大するものでございます。

7ページ、8ページにつきましては、圃場整備の換地処分の確定面積の図面でございます。最終的にはこれが法務局にいつて字限図になるということになります。

○中西会長 説明を終わりました。

農業委員、推進委員ともに何か御意見、御質問等はありませんか。

特にないようですので、採決をいたします。農業振興地域整備計画の一部変更に関する意見の件について、意見等なしと回答することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○中西会長 ありがとうございます。

全員が賛成ですので、意見等なしと回答いたします。

続いて、報告事項にうつります。

報告第118号、農地法第5条第1項第6条の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 報告第118号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したのものについて報告します。

令和2年3月19日、宝塚市農業委員会会長中西一彦。

申請が1件出ております。譲受人は、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)。届出地、所在地番は小浜(地番)、地目が田、地積36㎡、耕作者(氏名)さん、転用目的が露天駐車場、造成期間は令和2年4月1日から50日。露天駐車場になりますので建設期間や施設の概要についてはございません。権利の種類としましては所有権の移転、その他、水利組合同意書いただいております。

地図につきましては、(個人情報)ところにあるんですけども、こちらの部分の36㎡になっておりまして、さらに次のページ12ページに境界部分のほう添付しております。

○中西会長 報告が終わりました。

地区担当の農業委員の意見をいただきたいと思ひます。田口委員。

○田口委員 はい、特にございません。こういったもの影響する農地もないということでございますので、それに問題ないと思ひます。

○中西会長 その他、農業委員、推進委員ともに御意見、御質問等はありませんか。

特にないようですので、続いて報告第119号、農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 報告第119号、農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による届出があり、農地法第18条第6項の規定による通知をいたしましたので報告します。

1件出ておりまして、当事者賃貸人が(住所)、(氏名)さん。賃借人が(住所)、(氏名)さん。賃貸借農地の所在地番が長尾町(地番)、地目が田、地積783㎡、解約の合意が成立した日が令和2年2月10日、土地の引渡時期も同じく令和2年2月10日、離作補償の条件につきましては、金銭によるものと伺っております。その他賃貸借契約の解除それ

も別紙でいただいております、位置図につきましては(個人情報)にある斜線をしております場所になっております。

○中西会長 報告が終わりました。

農業委員、推進委員ともに何か御意見、御質問等はありませんか。

特にないようですので、最後に報告第120号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 報告第120号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

まず1番、申請人(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が前回証明いたしました、平成29年2月10日から今回証明いたしました令和2年2月20日。耕作面積は3,207㎡、納税猶予農地としましては、自作地で中筋(地番)、外4筆、合わせて5筆がありまして、面積も5筆合わせて3,207㎡となっております。証明年月日は令和2年2月20日。願出地としましては、中筋(地番)、田、614㎡、こちらが位置図は19ページになっておりまして、苗木を生産されておりました。

続きまして、中筋(地番)、田、1,080㎡、位置図は20ページに掲載しております、こちらは植木が植わっておりました。続きまして、中筋(地番)、田、777㎡、こちらが水稻。中筋(地番)、田、664㎡。(地番)、田、72㎡でこちらは植木。21ページ位置図に掲載している斜線の部分となっております。

続きまして、2番に入ります。(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が平成29年2月10日から令和2年2月20日。耕作面積は1,460㎡。納税猶予農地が安倉南(地番)、外4筆。面積が自作地、5筆合わせまして1,460㎡。証明年月日が令和2年2月20日。願出地につきましては、22ページに掲載しております、順に並べさせていただきますと安倉南(地番)、田、835㎡こちらが畑。(地番)、田、61㎡。(地番)、田、139㎡。(地番)、田、363㎡のうち218㎡。(地番)、田、207㎡。申しあげました4筆が植木が植わっているのが確認しております。

2番が以上になりまして、次3番にまいります。

(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は平成29年2月11日から令和2年2月20日。耕作面積は6,446㎡。納税猶予農地は中筋(地番)、外7筆。面積が自作地8筆合わせまして6,446㎡。証明年月日が令和2年2月20日。願出地につきましては、中筋(地番)、田、661㎡。(地番)、田、302㎡、上記が(氏名)さんの持ち分2分の1となっております、水稻確認しております。こちらの位置図が23ページに掲載しております。中筋(地番)、田、842㎡。(地番)、田、1,054㎡、こちら3つが苗木。(地番)、田、1,208㎡。(地番)、田、107㎡。(地番)、田、546㎡、こちらの3筆が水稻を確認しました。(地番)、田、1,726㎡こちらがハウスで苗木を生産されてるのを確認しております。今、申しあげた部分は位置図が24ページに載せている斜線の部分となっております。

3番終わりまして、続きましてまして4番まいります。

(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が平成29年2月11日から令和2年2月20日。耕作面積が7,414㎡、納税猶予農地が自作地で中筋(地番)、外10筆。面積が11筆合わせまして7,414㎡。証明年月日が令和2年2月20日。願出地が中筋(地番)、田、

429㎡、こちらが位置図としましては25ページになりまして、植木と苗木が植わっているのを確認しております。中筋(地番)、田、661㎡。(地番)、田、302㎡、こちらは(氏名)さんの持ち分が2分の1となっております、水稻を確認しております。(地番)、畑、317㎡、(地番)、畑、297㎡、こちら2つは苗木を確認しております。中筋(地番)、田、2,766㎡。(地番)、畑、476㎡。(地番)、畑、684㎡。(地番)、畑、307㎡。(地番)、畑、535㎡こちらは植木と苗木を確認しております、今、申し上げた分は26ページに斜線で掲載しています。最後に中筋(地番)、田、640㎡こちらが位置図27ページに掲載しております、植木と苗木確認しております。

4番を終えまして、最後5番にまいります。

(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が平成29年2月10日から令和2年2月27日。耕作面積は1,338㎡。納税猶予農地が口谷東(地番)、外3筆。面積が4筆合わせまして、1,338㎡。証明年月日が令和2年2月27日。願出地が口谷東(地番)、畑、297㎡。(地番)、畑、416㎡の内353㎡。(地番)、畑、545㎡の内510㎡。(地番)、畑、178㎡。こちら4筆がすべて植木植わっているのを確認しております、位置図としましては、28ページに掲載しております、斜線の部分となっております。

○中西会長 報告が終わりました。

農業委員、推進委員ともに何か御意見、御質問等はありませんか。

特にないようですので、以上で本日の議案2点、報告3点についての審議問いは終了いたしました。(個人情報)。

それではこれもちまして令和2年第3回総会を終えたいと思います。

## 閉会

以上、会議の内容を記載し、相違のないことを認証する。

13番(会長) 中西一彦

4番 田口章三

6番 阪上昇一